

嫌われても国際協力 (14) 受け売りでも、言いつ放しにしないこと。

はじめに

大酒を飲んだ後で、「あの時の議論は非常に良かった。飲んだときの良いアイデアを覚えていることが出来ずに残念だ。」などと言う人がいる。不肖筆者も、そういう思いを感じたことがあるので、酔った時に思いついた議論を書き留めたことがある。その結果は、「所詮、酔っ払いの戯れ言」であった。ところで、シンポジウムやワークショップの質疑応答でも、あたかも酔っ払いのように、本人しかわからない（本人もわかっていない？）ような、そして長い発言を見聞きすることがある。そのような発言を聞いていると、その人は自分が何を言っているかわかっているのか、そして覚えているのか、という疑問をもってしまう。せめて自分はそうならないようにと、発言前には要点をメモし、発言したことは再整理するよう心がけている。下記の「ガイドライン」および「グリーンプレミアム」は、2008年7月末に東京と大阪で開催された、「熱帯合法性検証木材/森林認証材利用拡大ワークショップ」において筆者が発言した内容に、「その筋の専門家（匿名）」の意見を加えて修正したものである。発言後に補筆した部分もあるが、内容の骨子はかわらない。

ガイドラインを超えて

グリーン購入法の対象に合法木材を含めるにあたって、林野庁は「木材・木材製品の合法性、持続可能性証明のためのガイドライン（以下、ガイドライン）」を策定した。これは、他のグリーン購入対象製品には、業界団体等による品質表示規程があったのに対し、合法木材、木材製品に関する業界規程がなく、合法性が確認された木材をグリーン調達法の対象とするには、「ガイドライン」により最低限の規程を示し、国際的な基準に関する合意がない木材の合法性について恣意的な基準が設定されることを排除する必要があったためである。「ガイドライン」は、それぞれの国や地域における木材の伐採や輸送、加工、輸出に関する法令や手続きを遵守しているかどうかを確認することに主眼をおいている。日

本国内においても森林法の最低限の事務手続きによって、表示できるものである。このガイドラインをより良い原料調達・供給体制を整えるための第一段階と位置付けて、透明性の高い調達、供給を目指すことが、環境に配慮した企業活動として期待されている。

違法伐採木材、違法な木材製品を市場から排除するためには、本来であれば、関係業界が自ら取引する木材、木材製品が、どこから、誰によって、どのように生産、加工、輸送されたものかを確認するとともに、必要に応じ違法伐採に由来していないことを証明することを含め、その取り扱う商品に関する情報開示に責任を持つべきである。（なお日本の商社が無秩序に東南アジアからの木材輸入を拡大したことが、輸出国の森林減少の一因となり、国内林業にも大きな影響を与えたとの批判に対しても、時代背景と事実関係に基づく説明ができるのは当該業界だけのはずである。）しかしながら、このような確認は手間とコストがかかる上、商習慣が異なる相手国の政府機関、関係業界の協力を得るには民間企業の努力だけでは困難な面もあることから、輸入国政府として、政府調達制度を通じてその意志を示し、輸出側への対応を求めた。

「ガイドライン」では、現状では、森林認証以外の持続可能性の確認はできないことから、環境 NGO の中には、持続可能性に関する証明を政府からも要求すべきという意見がある。その一方、大半の国の森林法は森林あるいは資源の持続的利用を目標としているため、合法性の確認は持続的生産のための第一歩という考えもある。

多くの場合、森林における違法行為の蔓延は法制度の不備ではなく適切な施行がなされていない点に起因している。合法性を説明するための書類作成にも多大な手間がかかり、時として裏金を要求されることもあるという。

合法木材・持続可能な生産による木材の使用促進による違法伐採の排除は、世界の森林の持続的な利用を達成するための一つの手法にすぎない。そして

「ガイドライン」は、政府調達の対象について、政府が要求する最低限の基準を示しているにすぎない。持続可能な森林経営を達成するためには、違法伐採木材、木材製品を市場から排除するとともに、持続可能な森林経営から生産された木材、木材製品の利用を拡大し、生まれた利益を確実に森林経営に返すことが重要な課題である。「ガイドライン」を手始めに、より良い原料調達・供給体制を整え、透明性の高い調達と供給を実現することが、環境に配慮した企業活動として期待されている。

森林認証機関はグリーンプレミアムをも提供すべき品質が同じなら、人は安いものを買う。これは、大量生産・大量消費型の製品の現実である。このため、市場では森林認証製品にはグリーンプレミアム（価格上乗せ）は発生していない。これまでのところグリーンプレミアムの大半は、森林保護政策や開発援助からの補助金であって、認証製品そのものに付加価値がついているわけではない。認証木材でも違法伐採木材でも材質に差がなければ、認証製品であることだけでグリーンプレミアムがつくと期待することはできない。

森林認証を受けることに経済的利益がないのだから、認証を受けるための経費は生産者の負担増にすぎず、持続的な森林経営の認証を受けるため経営が圧迫されるという皮肉な結果がもたらされる。認証材および製品にはグリーンプレミアムがないため、生産者は経費削減もしくは販売促進により利益を確保しなければならない。たとえば、1) 認証を受ける段階で、森林経営の全てのプロセスを見なおし作業の効率化をはかる、2) 認証を受けた製品を他の製品と同等の価格を設定することで割安感を与える、3) 認証に要する経費を削減する、などの活動が必要となる。

良いものは高くても売れる。名のある産地からの高品質の製品なら、グリーンプレミアムもブランド価格に内在化することができるだろう。「認証」がなくても高価格で販売されるような商品は、原材料として認証木材のように、生産者がわかるものを使うことが可能で、生産体制に応じた費用を負担することができるだろう。小規模所有者の集合による住民

林業の場合、高付加価値製品生産のため、原材料に質・量の安定した供給体制を整える必要がある。ただし、品質を犠牲にするような生産力増強はすべきでない。品質に対する評価（ブランド化）がなされれば、限定商品として付加価値をつけ、さらに高価格で販売も期待できる。

多くの森林認証は、法的な規制ではなく、差別化による市場での有利性確保を期待していることから、認証機関は「森林認証を購入した者」に対して、グリーンプレミアムの提供あるいは市場拡大の責務を負うべきとも考えられる。この点において、認証機関や森林認証推進団体には、市場開発、市場調査等の情報提供、認証コストの透明化等において、より一層の努力が求められる。認証機関には、市場分析にもとづいた宣伝戦略の策定、販売促進の実施等、広告代理店のような活動によって、認証材の販売に対する貢献が求められる。持続的な森林利用を認証する組織には、自らが認証した製品の生産者が十分な利益を得て森林を持続的に経営できるよう、森林管理に対する認証だけでなく市場での高価格やより大きい販売先の確保を与えることが期待される。

おわりに

上に述べた内容は、「その筋の専門家（匿名）」の考えの受け売りに近いものがある。自分で調べたわけでもない「受け売り」を人前で語り、さらには本誌の紙面を使って公開するのを見て、眉をひそめる人もいるかも知れない。しかし、公開の席での発言を「酔っ払いの言いつ放し」にしないことが必要と考え、「嫌われても」の題材とさせていただいた。余談ながら、お酒を飲むときは、仕事を忘れ、楽しく、静かに、絡まず、ケンカせず、などを心がけたいものである。（森林総研国際研究推進室 藤間 剛）

参考ウェブサイト：合法木材ナビ <http://www.goho-wood.jp/>
熱帯合法性検証木材/森林認証材の拡大ワークショップの記録
http://www.fairwood.jp/library/event/workshop2008_report.shtml